

令和4年度第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 次第

日時:令和5年3月17日(金) 午前10時00分

1 開 会

2 課長あいさつ

3 議 事

- (1) 滋賀県内の特定非営利活動法人の状況について
- (2) 特定非営利活動促進法の一部改正について
- (3) 内閣府ウェブ報告システムについて
- (4) 労働者協同組合法の概要、NPO法人からの組織変更について

4 閉 会

[資料]

滋賀県内の特定非営利活動法人の状況	(資料1-1)
滋賀県内の認定・特例認定・条例個別指定特定非営利活動法人一覧	(資料1-2)
特定非営利活動促進法の一部改正について	(資料2)
内閣府ウェブ報告システムについて	(資料3)
労働者協同組合法の概要、NPO法人からの組織変更について	(資料4)

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例	(参考資料1)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例	(参考資料2)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則	(参考資料3)
滋賀県特定非営利活動法人個別指定制度に関する運用について(ガイドライン)	(参考資料4)
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領	(参考資料5)

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会 委員名簿

氏 名	現 職
うらさか じゅんこ 浦坂 純子	同志社大学社会学部教授
い だ ち へい 伊達 浩憲	龍谷大学経済学部教授
とみ だ へい 富塚 浩之	弁護士
はらやま しのぶ 平山 奈央子	公立大学法人滋賀県立大学環境科学部講師
もりた じゅんいち 森田 淳一	公認会計士

(敬称略、五十音順)

県内特定非営利活動法人の状況

令和5年2月末日現在

1 認証数

575 法人

2 法人の活動分野

活動分野	法人数	%
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	375	65.2%
社会教育の推進を図る活動	314	54.6%
まちづくりの推進を図る活動	358	62.3%
観光の振興を図る活動	61	10.6%
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	48	8.3%
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	262	45.6%
環境の保全を図る活動	235	40.9%
災害救援活動	86	15.0%
地域安全活動	137	23.8%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	172	29.9%
国際協力の活動	124	21.6%
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	96	16.7%
子どもの健全育成を図る活動	335	58.3%
情報化社会の発展を図る活動	86	15.0%
科学技術の振興を図る活動	42	7.3%
経済活動の活性化を図る活動	142	24.7%
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	178	31.0%
消費者の保護を図る活動	38	6.6%
連絡、助言又は援助の活動	362	63.0%
都道府県又は指定都市の条例で定める活動	19	3.3%

3 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数	%	分野数	法人数	%
1	38	6.6%	11	16	2.8%
2	60	10.4%	12	16	2.8%
3	69	12.0%	13	10	1.7%
4	70	12.2%	14	7	1.2%
5	69	12.0%	15	4	0.7%
6	57	9.9%	16	0	0.0%
7	60	10.4%	17	8	1.4%
8	32	5.6%	18	1	0.2%
9	29	5.0%	19	9	1.6%
10	18	3.1%	20	2	0.3%
計			計	575	100%

4 市町別法人数

市町名	法人数	%	市町名	法人数	%
大津市	130	22.6%	高島市	30	5.2%
彦根市	53	9.2%	東近江市	51	8.9%
長浜市	41	7.1%	米原市	27	4.7%
近江八幡市	49	8.5%	日野町	5	0.9%
草津市	49	8.5%	竜王町	5	0.9%
守山市	30	5.2%	愛荘町	7	1.2%
栗東市	15	2.6%	豊郷町	2	0.3%
甲賀市	34	5.9%	甲良町	2	0.3%
野洲市	24	4.2%	多賀町	2	0.3%
湖南市	19	3.3%	計	575	100%

滋賀県内の認定・特例認定・条例個別指定特定非営利活動法人

〔認定NPO法人〕 21法人

法人の名称	主たる事務所の所在地	有効期間
しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町 207 番地の3	自：平成 25 年9月 11 日 至：令和5年9月 10 日
TSC	高島市今津町名小路一丁目6番地5	自：平成 25 年10月 15 日 至：令和5年10月 14 日
びわ湖トラスト	大津市浜大津五丁目1番1号	自：平成 25 年11月 6 日 至：令和5年11月 5 日
サタデーピア	彦根市西今町 1327 番地	自：平成 25 年12月 11 日 至：令和5年12月 10 日
あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	自：平成 26 年1月 15 日 至：令和6年1月 14 日
びわこ豊穡の郷	守山市勝部五丁目 10 番 25 号	自：平成 26 年2月 27 日 至：令和6年2月 26 日
滋賀医療人育成協力機構	大津市瀬田月輪町滋賀医科大学内	自：平成 26 年3月 13 日 至：令和6年3月 12 日
マイママ・セラピー	大津市中央一丁目8番6号	自：平成 26 年11月 21 日 至：令和6年11月 20 日
ひこね育ちのネットワーク・ラポール	彦根市中藪町 727 番地 22	自：平成 26 年12月 8 日 至：令和6年12月 7 日
四つ葉のクローバー	守山市守山二丁目 15 番 25 号	自：平成 28 年3月1日 至：令和8年2月 28 日
大津夜まわりの会	大津市膳所一丁目 10 番4号	自：平成 28 年3月 15 日 至：令和8年3月 14 日
つどい	長浜市常喜町 885 番地	自：平成 28 年9月 23 日 至：令和8年9月 22 日
大津祭曳山連盟	大津市中央一丁目2番 27 号	自：令和4年8月9日 至：令和9年8月8日
街かどケアしがネット	高島市新旭町安井川 148 番地 4	自：平成 29 年10月 6 日 至：令和9年10月 5 日
ヴォーリス遺産を守る市民の会	近江八幡市慈恩寺町元 11 番地	自：平成 29 年10月 30 日 至：令和9年10月 29 日
まちづくりネット東近江	東近江市八日市金屋二丁目6番 25	自：平成 30 年3月 15 日 至：令和10年3月 14 日
滋賀いのちの電話	栗東市安養寺七丁目 6 番 23 号	自：平成 30 年5月 11 日 至：令和5年5月 10 日
淡海かいつぶりセンター	大津市黒津二丁目 17 番 32 号	自：平成 30 年10月 22 日 至：令和5年10月 21 日

法人の名称	主たる事務所の所在地	有効期間
くさつ未来プロジェクト	草津市野路一丁目 16 番 13-405 号 アメニティ南草津Ⅳ	自: 平成 30 年 10 月 22 日 至: 令和 5 年 10 月 21 日
喜房会	彦根市後三条町 468 番地	自: 令和元年 12 月 4 日 至: 令和 6 年 12 月 3 日
NPO ぼぼハウス	彦根市平田町 107 番地 11	自: 令和 2 年 8 月 18 日 至: 令和 7 年 8 月 17 日

*解散等により認定が失効した法人

法人の名称	主たる事務所の所在地	解散日等
おうみ犯罪被害者支援センター	大津市京町四丁目 3 番 28 号	平成 30 年 3 月 30 日解散 (公益社団法人に移行)
音楽の木	守山市下之郷一丁目 7 番 8 号	平成 30 年 10 月 30 日解散
NPO ぼぼハウス	彦根市小泉町 300 番地 9	平成 31 年 2 月 27 日 期間満了
eネットびわ湖高島	高島市勝野 3003 番地	令和 2 年 3 月 31 日解散
甲賀文化輝ぎ	甲賀市甲南町耕心二丁目 1035 番地 236	令和 2 年 4 月 17 日解散
鳩の街	湖南市石部東三丁目 1 番 5 号	令和 3 年 1 月 26 日 期間満了
やまんばの会	米原市高溝 229 番地 21	令和 3 年 3 月 3 日 期間満了
夢・同人	彦根市馬場 1 丁目 4-29 湖風庵	令和 3 年 10 月 2 日 期間満了
瀬田漕艇倶楽部	大津市大萱六丁目 1 番地	令和 4 年 2 月 2 日 期間満了
Ribbon Ring	高島市マキノ町西浜 704 番地 1	令和 4 年 10 月 5 日 期間満了

[特例認定NPO法人] 2 法人

法人の名称	主たる事務所の所在地	有効期間
三艸苑家族	東近江市青山町 380 番地 2	自: 令和 2 年 3 月 30 日 至: 令和 5 年 3 月 29 日
まちづくりスポット大津	大津市二本松 1 番 1 号	自: 令和 4 年 11 月 8 日 至: 令和 7 年 11 月 7 日

[条例個別指定NPO法人] 4 法人

法人の名称	主たる事務所の所在地	控除の対象となる期間
あさがお ※	大津市浜大津三丁目 2 番 4 号	自: 平成 26 年 1 月 1 日 至: 平成 30 年 12 月 31 日
つどい ※	長浜市常喜町 874 番地 2	自: 平成 28 年 7 月 1 日 至: 令和 3 年 6 月 30 日
しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町 207 番地の 3	自: 平成 28 年 7 月 1 日 至: 令和 3 年 6 月 30 日 自: 令和 3 年 7 月 1 日 至: 令和 8 年 6 月 30 日
NPO ぼぼハウス	彦根市平田町 107 番地 11	自: 令和 2 年 4 月 1 日 至: 令和 7 年 3 月 31 日

※ 指定期間が満了した法人



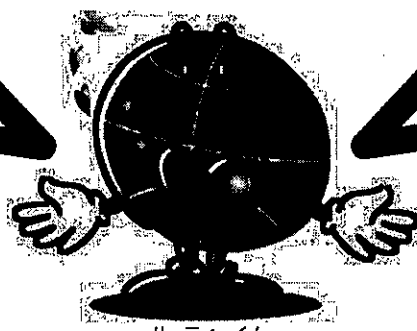
NPO

令和2年12月、
特定非営利活動促進法が
改正されました。
(令和3年6月9日施行)

特定非営利活動促進法 改正のご案内

設立認証時
申請書類の
縦覧期間が
2週間
に短縮

役員名簿・
社員名簿の
個人の住所が
閲覧対象外に



◆全てのNPO法人のみなさまへ

令和2年度改正のポイント

設立認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

- ✓ 所轄庁が設立認証時に行う縦覧期間について、従来の1か月から2週間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります（法第10条第2項）。
- ✓ 認証・不認証の決定までの間、遅滞なく縦覧事項等がインターネットの利用等により公表されることとなります（法第10条第2項・第3項）。

Q. 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

-A. 定款変更の申請（法第25条第5項）、合併の認証の申請（法第34条第5項）の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

Q. 軽微な修正の補正期間も短縮されますか？

-A. これまで、軽微な修正の補正期間は2週間でしたが、縦覧期間の短縮にともない、1週間に短縮されます（法第10条第4項）。

Q. インターネットの利用以外にどのような方法で公表されますか？

-A. 所轄庁は、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができます（法施行規則第1条）。

Q&A



所轄庁による縦覧・公表、閲覧・謄写の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されます。

- ✓ 設立等認証の申請があった場合に所轄庁が縦覧させ、公表する「役員名簿」（法第10条第2項）
- ✓ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」（法第30条）

これらについて、個人の住所・居所についての記載を除くこととなりました。

Q&A



Q. NPO法人が社員・その他の利害関係人からの請求に対し、「役員名簿」・「社員名簿」を閲覧させる場合、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできますか？

-A. 所轄庁が閲覧させる場合と異なり、NPO法人が「役員名簿」・「社員名簿」から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません（法第28条第3項）。

◆認定・特例認定NPO法人のみなさまへ

認定・特例認定NPO法人による閲覧の対象から、個人の住所・居所についての記載が除外されます。

- ✓ 認定・特例認定NPO法人が、市民から請求があった場合に閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」について、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることができるようになりました（法第45条第1項、法第52条第5項）。

Q&A

Q. 社員や利害関係人が、認定・特例認定NPO法人の事務所における事業報告書等、役員名簿の閲覧請求をした場合も、個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることができますか？

A. 社員や利害関係人が閲覧請求した場合、広く市民が行う閲覧請求とは異なり、認定・特例認定NPO法人は、これらの書類から個人の住所・居所についての記載を除いて閲覧させることはできません。

所轄庁に毎事業年度提出していた書類のうち、下記に該当するものは、毎事業年度の提出が不要になります。

- ✓ 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」（法第55条第1項）
- ✓ 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合（法第55条第1項）

※いずれの書類も所轄庁への提出は不要となりますが、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」は引き続き行う必要があります。

役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度提出していただくこととなります。（法第54条第2項第3号、法施行規則第32条第1項第5号）

※改正内容の詳細は内閣府NPOホームページ「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>」を参照ください。

内閣府
政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話:03-5253-2111（大代表）
＜内閣府NPOホームページ＞
<http://www.npo-homepage.go.jp/>

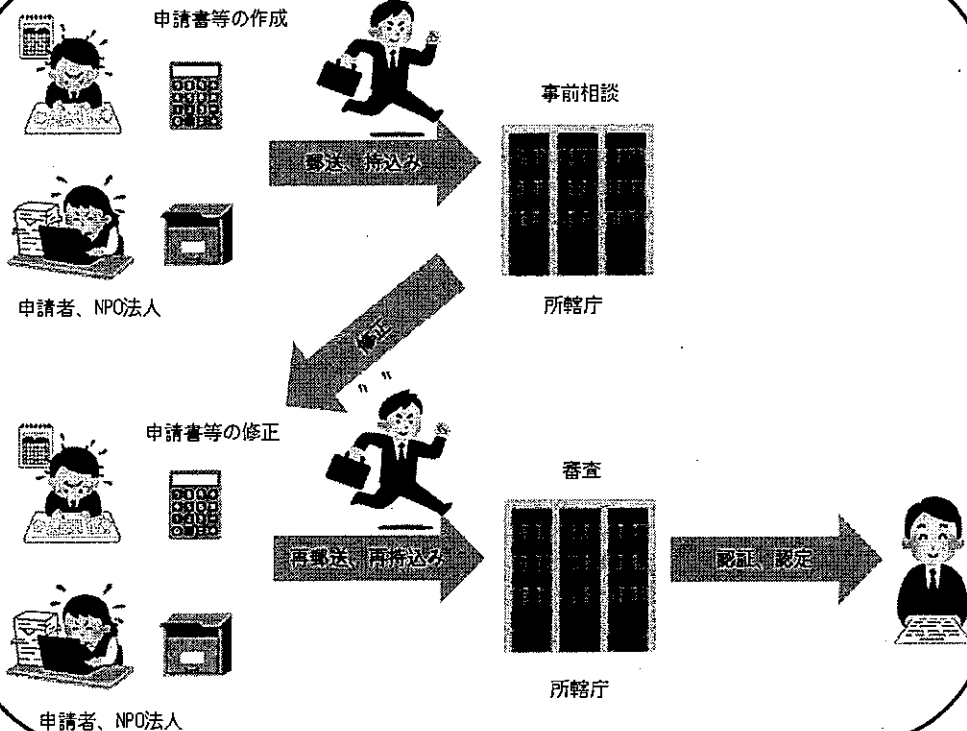
NPO法人の申請・届出等の手続がオンラインで出来るようになります！

これまで対面・書面で行っていた申請・届出等の手続をオンライン化するシステム（ウェブ報告システム）の運用を開始します。これにより、NPO法人の事務手続き等の効率化が図れます。

ウェブ報告システムの利用により、

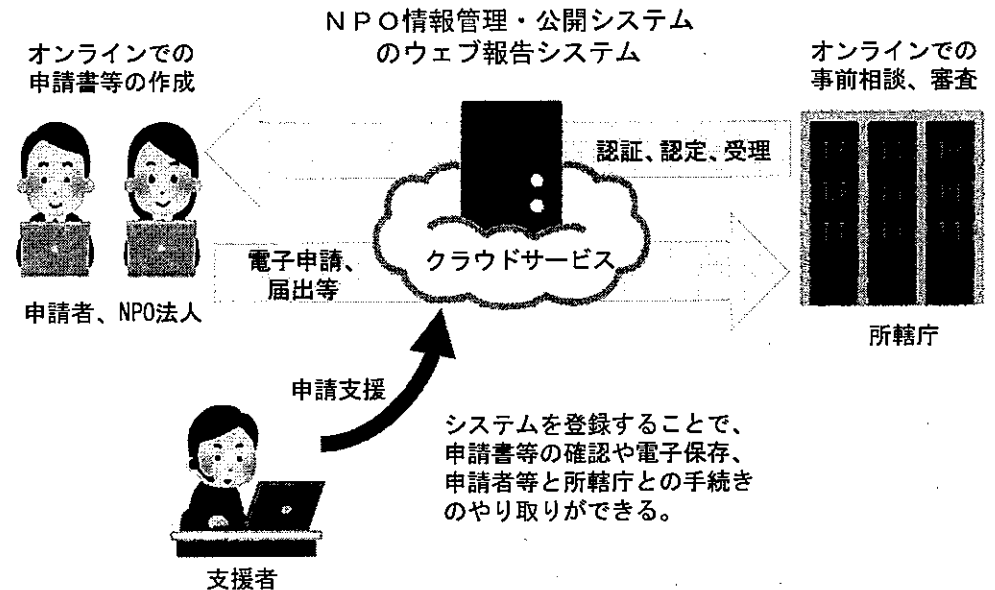
- ◎ NPO法人の事務所等から直接、申請・届出等の手続が出来るようになります。
- ◎ 活動計算書などの財務諸表の自動計算が可能となります。また、将来的には、外部の会計ソフトと連携して、効率よく財務諸表を作成することが出来ます。その結果として、財務データのオープンデータ化を進めていく予定です。
- ◎ 申請・届出等を行った情報がシステム内に保存され、情報の履歴管理が可能となります。
- ◎ 書類作成作業の支援者（行政書士、中間支援団体）にシステムの利用アカウントを付与することで、申請・届出等の手続の支援を効率的に受けることが出来ます。

これまで



ウェブ報告システム稼働後

※本システムの導入時期は、所轄庁ごとに異なります。



労働者協同組合法

～令和4年10月1日、労働者協同組合法が施行されました～

滋賀県総合企画部県民活動生活課
県民活動・協働推進室

この資料は、厚生労働省雇用均等・均等局「新労働者生活課 労働者協同組合法解説」を参考に作成したものです。

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原則とする組織であり、地域のみならず意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していくという、新しい法人制度です。

令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

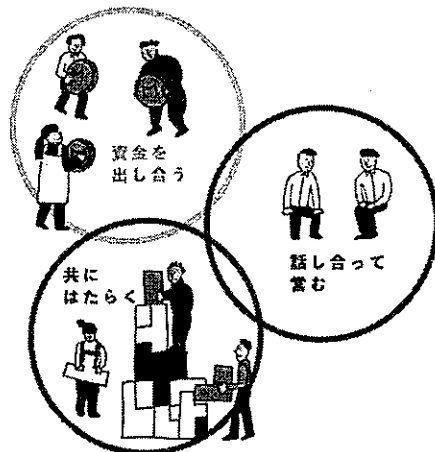
この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的としています。

基本原則

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法とは

（参考）労働者協同組合法の全体像 1

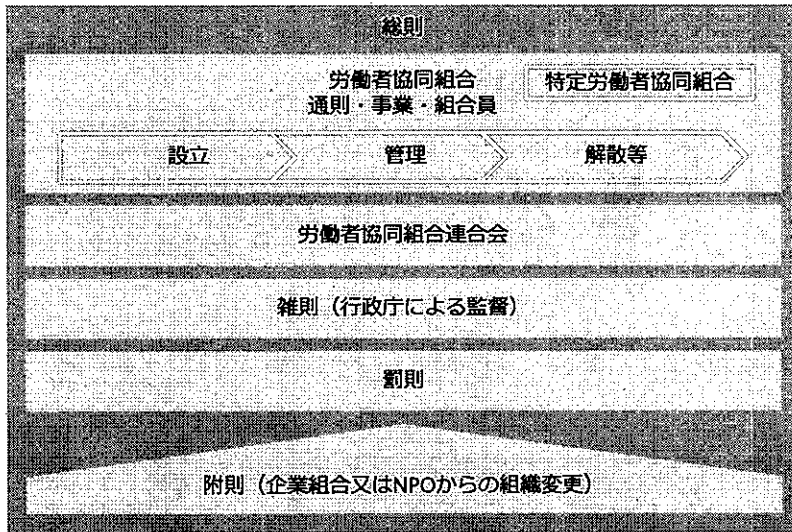
労働者協同組合法は全189条に及ぶ条文で構成された法律です。

労働者協同組合法 目次

第一章 総則（第一条）	第五款 総会等（第五十八条—第七十一条）
第二章 労働者協同組合	第六款 出資一口の金額の減少（第七十二条—第七十四条）
第一節 通則（第二条—第六条）	第七款 計算（第七十五条—第七十九条）
第二節 事業（第七条・第八条）	第六節 解散及び清算並びに合併（第八十条—第九十四条）
第三節 組合員（第九条—第二十一条）	第二章の二 特定労働者協同組合（第九十四条の二—第九十四条の十九）
第四節 設立（第二十二條—第二十八条）	第三章 労働者協同組合連合会（第九十五条—第一百二十三条）
第五節 管理	第四章 雑則（第二百二十四条—第三百十二条）
第一款 定款等（第二十九条—第三十一条）	第五章 罰則（第三百三十三条—第三百三十七条）
第二款 役員等（第三十二条—第五十条）	附則
第三款 決算関係書類等の監査等（第五十一条—第五十三条）	
第四款 組合員監査会（第五十四条—第五十七条）	

(参考) 労働者協同組合法の全体像 2

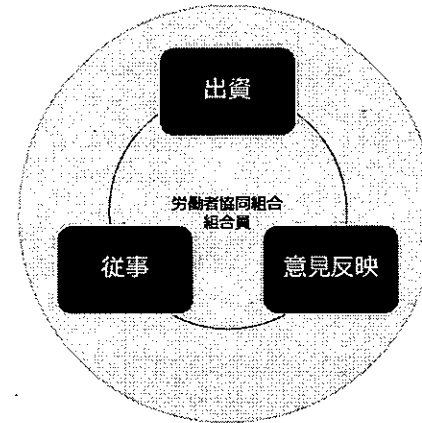
法律の構成イメージは以下の通りです。



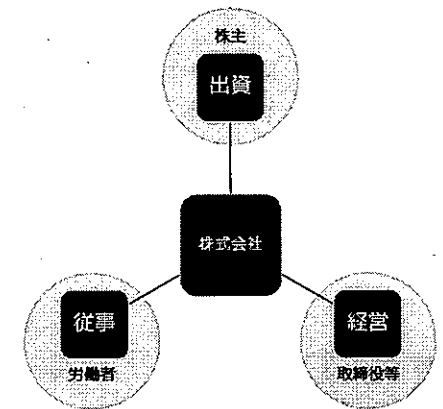
労働者協同組合の基本原則

労働者協同組合は、組合員による出資（出資原則）、組合員の意見を反映した事業の運営（意見反映原則）、組合員自らその事業に従事（従事原則）という基本原理に沿って事業が行われ、組合員がいずれにも関わることが特徴です。

労働者協同組合の例



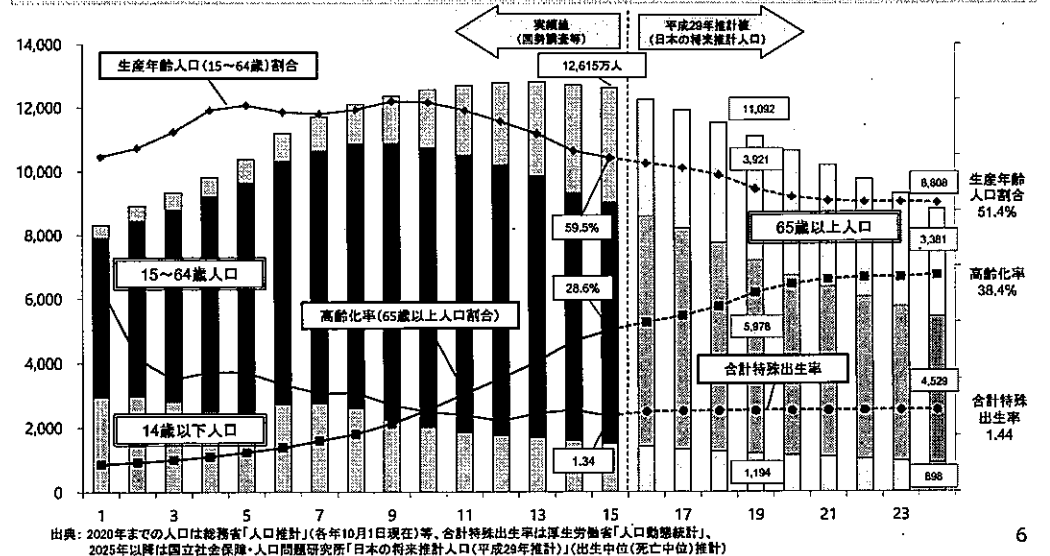
株式会社の例



労働者協同組合法成立の背景
労働者協同組合に求められる役割

日本の人口の推移

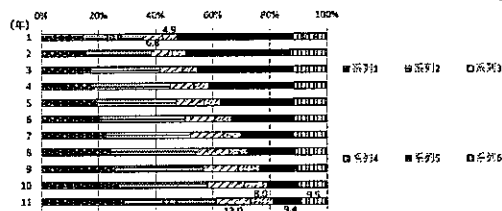
日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されています。



世帯と地域社会の変容

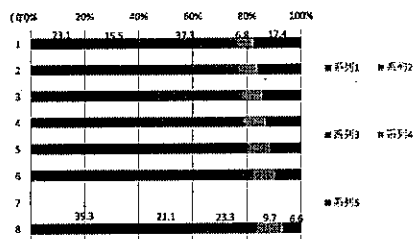
- 平成の30年間で、三世帯世帯は約4割から約1割へと4分の1に減少。

65歳以上の人のいる世帯の世帯構造の推移



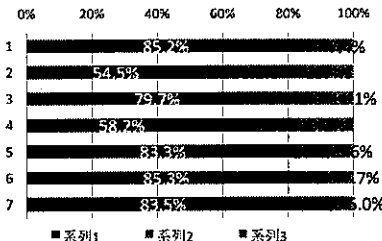
- 世帯構造の変化がさらに進み、2040年には単独世帯が約4割に。

世帯構造・世帯類型の構成割合の推移

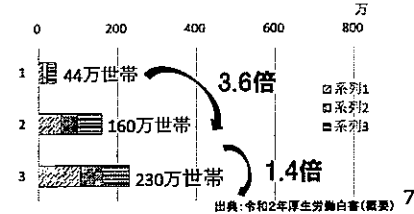


- 「日頃のちょっとした手助け」が得られず、生活の支えが必要と思われる高齢者の世帯は、過去25年間で3.6倍となり、今後25年間で1.4倍に増加の見込み。

「日頃のちょっとした手助け」が得られない世帯(世帯類型別・2012年)



日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる世帯

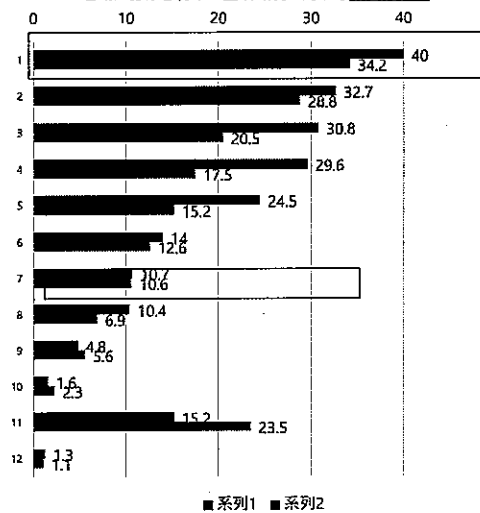


出典：令和2年厚生労働白書(要旨)

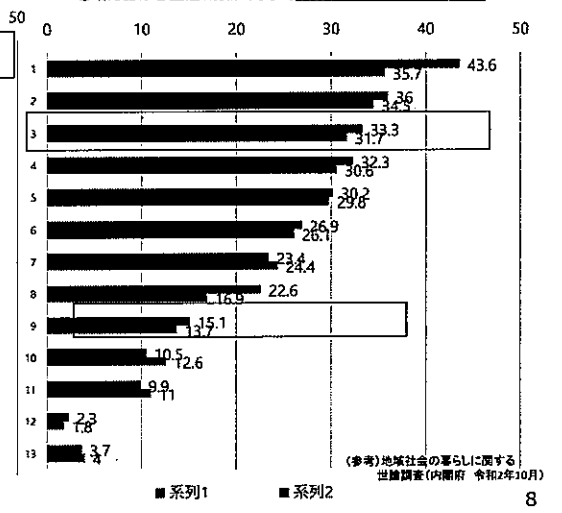
地域社会の暮らしに関する世論調査

お住まいの地域における将来の生活環境について不安に感じていることはあるか聞いたところ、「地域の担い手(若者、町内会など)の減少」を挙げた者の割合が高く、「地域内外の人が集まる交流場所の減少」は10%程度となっています。また、お住まいの地域における生活環境について、行政はどのような施策に力を入れるべきかと思うか聞いたところ、「地域の担い手(若者、町内会など)の育成・確保」を挙げた者が30%程度、「地域内外の人が集まる交流場所の整備」が15%程度となっています。

地域における将来の生活環境に対する不安なこと



地域における生活環境に関して行政が力を入れるべき施策



(参考)地域社会の暮らしに関する世論調査(内閣府 令和2年10月)

労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となる人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

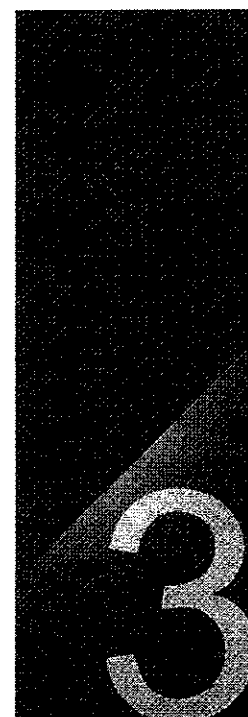
令和2年12月、労働者協同組合法が
全会一致で国会で成立・公布(令和4年10月施行)

【ポイント】

- 労働者協同組合は、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つ。
- 今後、各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

現場での具体的な取組

令和4年10月の施行以来、各地で労働者協同組合の設立の足音が聞こえてきています。
そこでいくつかの労働者協同組合の活動を具体的にご紹介いたします。



労働者協同組合の設立状況

令和5年2月17日時点で、北海道（旭川市、釧路市、札幌市）、千葉県（船橋市）、埼玉県（草加市）、東京都（新宿区）、神奈川県（足柄下郡湯河原町、横浜市）、愛知県（知多郡阿久比町）、三重県（四日市市、鈴鹿市）、大阪府（大阪市）、兵庫県（姫路市）、福岡県（大牟田市）、熊本県（熊本市）、鹿児島県（鹿児島市）、沖縄県（宮古島市）において、計18法人が設立されています。

名称	所在地	主な事業内容	設立形態
Camping Specialist労働者協同組合	三重県四日市市	放置された荒廃山林を整備しキャンプ場経営	新規
労働者協同組合ワーカーズ葬祭&後見サポートセンター結の会	東京都新宿区	葬祭業、成年後見支援	新規
労働者協同組合ワーカーズコープありあけ	福岡県大牟田市	高齢者による清掃業	新規
労働者協同組合コモンウェーブ	三重県鈴鹿市	障害福祉サービス	新規
セルプはりま労働者協同組合	兵庫県姫路市	障害福祉サービス	新規
近畿労働者協同組合	大阪府大阪市	生コンクリート製造・運送	新規
TNG労働者協同組合	神奈川県藤原町	システム・インテグレーション	新規
労働者協同組合あるく	熊本県熊本市	障害者支援（生活介護）	新規
労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブLavori	神奈川県横浜市	家事代行	新規
鹿児島労働者協同組合	鹿児島県鹿児島市	共同生産事業	新規
労働者協同組合かりまた共働組合	沖縄県宮古島市	地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり	新規
労働者協同組合ワーカーズコープちば	千葉県船橋市	生活困窮者支援等	組織変更
労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・キャリア	神奈川県横浜市	一般貨物自動車運送事業	組織変更
労働者協同組合ワーカーズSii	埼玉県草加市	子育て支援	新規
アメニティ工房労働者協同組合	愛知県阿久比町	詳細不明	新規
労働者協同組合ケアワーカーズコープ北海道	北海道旭川市	清掃、高齢者介護等	新規
労働者協同組合ケアワーカーズコープわたすげ	北海道釧路市	高齢者介護、生活困窮者支援等	新規
労働者協同組合ワーカーズコープ札幌	北海道札幌市	生活支援サービス	新規

※ 厚労省で把握しているものに限る。登記申請したものの現在まで登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。

11

事例1 Camping Specialist労働者協同組合 (令和4年10月設立)

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



12

事例2 労働者協同組合ワーカーズコープちば (令和4年12月設立)

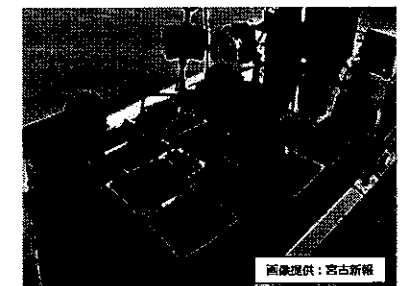
- 千葉県船橋市で、中高年齢者の働く場として前身となる団体を創設し、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取組を強化し、地域で必要とされる仕事おこしを実施中。令和4年10月の労働者協同組合法の施行を踏まえ、同年12月に企業組合から労働者協同組合に組織変更した。
- 生活困窮者支援の取組では、生活保護に至る前の支援を重視し、行政と連携したワンストップ相談支援や、潜在的な困窮者へのアウトリーチ型支援など、問題を解決するための伴走支援を実施。
- こうした取組と並行して、「フードバンクちば」の活動では、企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、フードバンクを就労が困難な者の働く場とすることで、就労困難者の活躍の場を広げている。
- また、子ども食堂を利用する母親たちからの「制服が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服をリサイクルする「ふなばし制服バンク」の活動を始めた。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援とも連携して制服の無償提供も実施している。



13

事例3 労働者協同組合かりまた共働組合 (令和4年11月設立)

- 狩俣地区は沖縄県宮古島市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた200世帯、460名が住む少子高齢化が進む過疎集落。
- 集落消滅の危機が迫る中、世代交代によって40代に若返った自治体のメンバーが自治会を母体にして、令和4年12月に労働者協同組合を立ち上げた。
- きっかけは、休園していた幼稚園の再開に伴う子供たちのお弁当づくり。お母さんたちの「毎日のお弁当づくりは大変、誰か作ってほしい。」という声を受け、給食作りを有志でサポート。
- また、伝統の追い込み漁を通じて捕れたが売り物として扱えず、廃棄するしかなかった地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、漁業の6次産業化を実現。
- このほか、生産調整のために廃棄処分していた新鮮な養殖モズクを買い取り、地元で直売会を開催。
- 労働者協同組合の働き方は地域づくりを仕事にする新しい働き方と捉えている。



画像提供：宮古新報

14

労働者協同組合法の主な特色

労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）等

(2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

(3) 簡単に法人格を取得でき、契約などかできる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。3人以上の発起人が揃えば設立可能。※都道府県庁の指導監督あり。

(4) 意見反映の重視

事業の実施に当たり、組合員の間で、平等の立場で、話し合い、合意形成をはかる。
法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会報告事項。

(5) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(6) 出資配当はできない（非営利）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

16

(参考) 意見反映の現場（労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブLavoriの例）

- 主婦が中心となって家事代行サービスを提供する法人。総会などの公式の場に限らず、日常的な意見交換会にも組合員全員が参加して活発に意見を交わす。
- 意見交換の場では、組合員の雇用形態や役職、加入年数の長短などにかかわらず、誰もが対等に意見を出すことが尊重されている。

【具体例】

- ① 現行の時給1200円を時給1500円へと引き上げる理事会からの提案
⇒ 時給が上がることは嬉しいが、経営の持続性に支障はないかという声が複数の組合員からあがる。
- ② 上記、賃金引き上げのための原資の確保方法についての議論
⇒ 当初の議題ではなかった1回200円の鍵預かり特別手当を廃止すべきではないかという声。
- ③ 通勤手当の見直し議論
自宅から家事代行先までの距離に応じて支払われていた通勤手当を定額に変更する理事会提案について、多くのメンバーから「異議無し」との意見があったなか、1人の組合員だけは代行先が遠距離であり、その変更は負担が増え影響が大きいとの発言。
⇒ こうした意見を踏まえ、理事会で再度検討。



17

労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行うおとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外化の事業であれば可）	組合員の働く場の労働者派遣事業以外化の事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動（20分野）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（1）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （2）農業の経営 （3）（1）及び（2）に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（1）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣府ホームページ、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等局労働者生活課にて作成

18

特定労働者協同組合

非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合（特定労働者協同組合）に対し、税制上の措置を講ずることとされました。

項目	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
① 根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
② 法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
③ 法人税上の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
④ 法人税率	年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 年800万円以下の部分15% 年800万円超の部分23.20% ○上記以外の法人 23.20%
⑤ 資本金に係る増徴	あり	なし	なし	なし
⑥ 法人住民税（均等割）	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業員数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業員数に応じて税額が増加。

出典：厚生労働省雇用環境・均等労働者生活課にて作成

19

特定非営利活動法人から 労働者協同組合への組織変更

特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更

令和4年10月1日時点で現存する特定非営利活動法人は、法の施行日（令和4年10月1日）から3年以内に、その組織を変更し、労働者協同組合になることができます（法附則第4条）。

組織変更とは

「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう」（学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」）

指定管理者に指定しているNPO法人が、労働者協同組合へ組織変更した場合には、組織変更前後で法人としての人格の同一性が維持されていることから、当該組織変更を理由に、再度指定を行う必要はないと考えられます。

事業に係る許認可は、その効果を他人に移すことは前提としていないこと、根拠法令が法人の種類を限定していることなどから、当然には組織変更後の法人に承継されません。名称変更等を届け出るのみで足りるか等は個別具体的に判断、検討することが想定されます。

組織変更の手続き

1. 組織変更計画の作成、社員総会での承認
2. 組織変更の議決等の公告、債権者異議申述公告
3. 組織変更後組合の出資の第1回の払込み
4. 組織変更登記（解散登記+設立登記）
5. 組織変更の届出（NPO法人所轄庁+労働者協同組合所轄庁）

21

特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更

特定非営利活動法人は、その財産を構成員に分配することができないのに対して、労働者協同組合は、分配可能であり、組織変更後も、特定非営利活動法人時代の財産を適切に管理する必要があります。一方で、組織変更後の組合が従前と同じ事業やその他のNPO活動に該当する事業を行っている場合、財産使用への配慮が必要となります。

組織変更時財産の管理

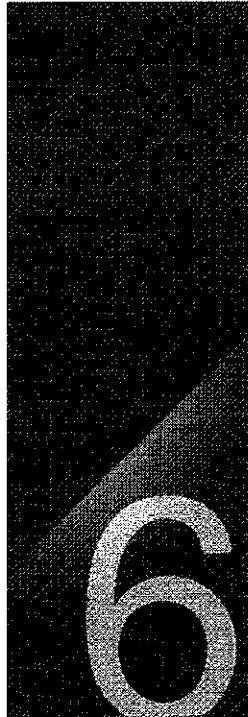
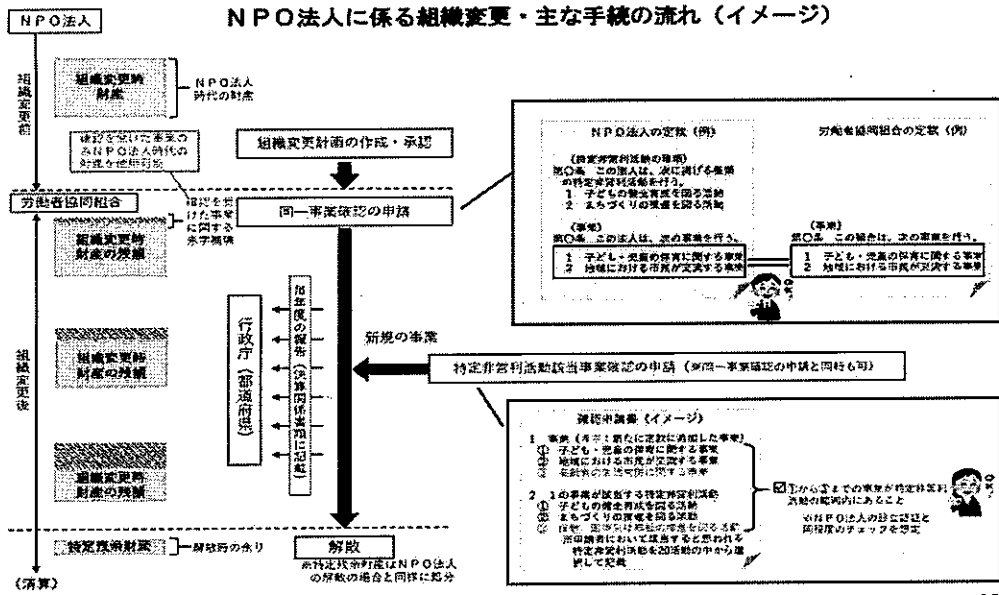
- ・ 組織変更時財産額の定款への記載
- ・ 組織変更時財産の確定関係書類の行政庁への提出
- ・ **特定非営利活動に係る事業に該当する旨の行政庁の確認**
- ・ 組合が解散した場合の財産の帰属
- ・ 組織変更時財産に係る使用状況の行政庁への報告（毎事業年度終了後）

【特定非営利活動に該当する旨の行政庁の確認】

- ・ 剰余金のうち組織変更時財産額に係るものは、確認に係る事業以外の損失を補填したり、従事分量相当の原資としたりすることができない
- ・ 確認に係る事業以外の事業も行う場合には、損益計算書を区分して作成するとともに、剰余金の処分においては、確認に係る事業以外の事業で生じた利益を、確認に係る事業の赤字填補に充てることとされている
- ・ 特定非営利活動法人が、組織変更時に持っていた財産（現金、自動車、事務用機器、不動産など）は、労働者協同組合に引き継がれ、これらの財産については、労働者協同組合として実施する事業に使用することができる。（確認に係る事業及び確認に係る事業以外の事業の両方に使用可能）

22

特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更



労働者協同組合をもっと
 知りたいという方のために

WEBサイト「知りたい！労働者協同組合法」

厚生労働省では、令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」を開設しています。



掲載内容（随時更新）

- 労働者協同組合法の概要説明
- 設立の流れについて
- フォーラム（全国7ブロックで開催）の開催情報
- 労働者協同組合に関する好事例のご紹介

対象者

- 労働者協同組合の立ち上げに関心がある方
- 他の法人形態（NPO法人や企業組合）からの組織変更に関心がある方
- 労働者協同組合と取引や契約を行うことに関心がある方

【公開】令和4年度第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会議事録

- I 日 時 令和5年3月17日(金)午前10時00分から午前11時15分
II 場 所 滋賀県庁Web会議室1(オンライン開催)
III 出席者 委 員 : 浦坂委員、伊達委員、富塚委員、森田委員
事務局 : 県民活動生活課長、県民活動・協働推進室長、課員3名

IV 議 事

- 1 開 会
- 2 課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 滋賀県内の特定非営利活動法人の状況について
 - (2) 特定非営利活動促進法の一部改正について
 - (3) 内閣府ウェブ報告システムについて
 - (4) 労働者協同組合法の概要、NPO法人からの組織変更について
- 5 閉 会

V 経 過

- 1 開 会
事務局の進行により開会。事務局職員の紹介。
- 2 課長あいさつ
県民活動生活課廣部課長あいさつ。
- 3 委員紹介
事務局より委員の紹介。
浦坂会長により進行。
委員総数5名のうち4名が出席であり、同条例施行規則第19条第3項の規定により、会議が成立していることを事務局より報告。
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第7条に基づき非公開で行う。また、同要領第8条により会議の議事録および配布資料は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例第3条に掲げる事項に関する審議を除き公開となることを事務局より説明。

4 議 事

- (1) 滋賀県内の特定非営利活動法人の状況について

[事務局 資料1説明]

(会長)

資料1について、質問、意見はないか。

[質問なし]

(2) 特定非営利活動促進法の一部改正について

[事務局 資料2説明]

(会長)

手続の簡略化に伴い、NPO法人からどのような意見があったか。

(事務局)

縦覧期間の短縮については、良い意見が多くあった。

認定NPO法人の提出書類については、施行後に開始する事業期間に適用されることから、来年度提出される提出物に影響があるため、今後問合せが多くなると考えている。

(3) 内閣府ウェブ報告システムについて

[事務局 資料3説明]

(会長)

資料3について、質問、意見はないか。

(委員)

滋賀県での導入時期はいつ頃か。

(事務局)

滋賀県では、事業報告書等提出書と役員の変更等届出書について、独自のシステムを通して、WEB受付を行っている。独自システムとの兼ね合いもあり、導入時期を検討しているところ。

(4) 労働者協同組合法の概要、NPO法人からの組織変更について

[事務局 資料4説明]

(会長)

資料4について、質問、意見はないか。

(委員)

設立の段階では、都道府県は関与しないという理解でよいか。

(事務局)

人数等の要件を満たしていれば、登記を行うことで設立が可能。

設立後は、事業年度終了後、県に決算書類を提出する必要がある。

(委員)

行政として、NPO法人から労働者協同組合への移行を促進していくのか。
行政として推進していく全体的な流れやイメージがあれば教えてほしい。

(事務局)

行政として、NPO法人からの移行を促進しているわけではない。
地域課題の解決という一つの目的に対する手段として、法人格の選択肢が増えたという認識。

(委員)

厚生労働省所管の業務を、市民活動推進という内閣府所管の部局が担当することだが、広報・啓発という観点で、何か影響があれば教えてほしい。

(事務局)

市民活動という観点からの啓発に関しては、県の出資法人である中間支援組織の「淡海ネットワークセンター」と連携を行い、様々な市民活動の相談に対して労働者協同組合という新たな法人格の紹介を行っている。また、県が運営している「協働ネットしが」というポータルサイトを通じて、法の紹介等を行っている。雇用施策という観点については、労働雇用政策課とも情報共有しながら連携し、周知・広報を行っている。引き続き、協力をしながら努めていきたい。

(委員)

反社会的勢力等が隠れ蓑として、労働者協同組合を利用することが懸念される。
県はどのように対応するのか。

(事務局)

法律に基づき、報告徴取や立入検査の権限を与えられているので、必要に応じて対応していく。
NPO法人と同様、事業によっては、それぞれの個別法に基づき指導監督を受けることもあるので、それぞれの所管と連携しながら対応させていただくことになる。

(会長)

資料3について、他に質問、意見はないか。

[質問なし]